

【会員規約】新旧対照表

改 定 前		改 定 後
定額リボルビング	元利均等返済	新会員規約
<p>第1条（会員）</p> <p>第2条（契約の成立）</p> <p>本規約にもとづく契約は、申込みを当社が所定の審査を行ない承諾したときに成立します。契約が成立したとき、当社は、「事前契約内容説明書ならびに定額リボルビング契約証書（以下「契約内容確認書」）」を交付します。</p> <p>第3条（極度額・利用限度額）</p> <p>1. 極度額は、お客さまが希望した極度額の範囲内で当社が決定し、お客さまに契約内容確認書でご通知します。</p> <p>2. 利用限度額は、当社が決定した極度額の範囲内で当社が決定し、お客さまは、その範囲内で繰返し借入れができます。</p> <p>3. 貸付けの停止ならびに利用限度額の減額</p> <p>（1）当社は、お客さまが本規約に違反をしたとき、または債務不履行があったときは、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止することができます。</p> <p>（2）当社が債権保全上必要と判断したときには、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付</p>	<p>第1条（会員）</p> <p>第2条（契約の成立）</p> <p>本規約にもとづく契約は、申込みを当社が所定の審査を行ない承諾したときに成立します。契約が成立したとき、当社は、「事前契約内容説明書ならびに金銭消費貸借契約証書（以下「契約内容確認書」）」を交付します。</p> <p>第3条（契約金額）</p> <p>契約金額は、お客さまが希望した契約金額の範囲内で当社が決定し、契約内容確認書にてお客さまに通知します。</p>	<p>（変更なし）</p> <p>第2条（契約の成立）</p> <p>本規約にもとづく契約は、申込みを当社が所定の審査を行ない承諾したときに成立します。契約が成立したとき、当社は、「事前契約内容説明書ならびに定額リボルビング契約証書または、金銭消費貸借契約証書（以下「契約内容確認書」）」を交付します。</p> <p>第3条（契約金額・極度額・利用限度額）</p> <p>1. 契約金額は、お客さまが希望した契約金額の範囲内で当社が決定し、契約内容確認書にてお客さまに通知します。</p> <p>2. 極度額は、お客さまが希望した極度額の範囲内で当社が決定し、お客さまに契約内容確認書でご通知します。</p> <p>3. 利用限度額は、当社が決定した極度額の範囲内で当社が決定し、お客さまは、その範囲内で繰返し借入れができます。</p> <p>4. 貸付けの停止ならびに利用限度額の減額</p> <p>（1）当社は、お客さまが本規約に違反をしたとき、または債務不履行があったときは、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止することができます。</p>

<p>けを停止することができます。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが法令以上の借入れとなったときには、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止することができます。</p> <p>(4) 当社は、(1)から(3)により利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止した後、当該事由が解消されたことが認められたときには、当社の判断により、利用限度額を当初の利用限度額の範囲内で増額することができ、あらたな貸付けの停止の解除をすることができます。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが満70歳となられたとき、あらたな借入れを中止します。お客さまは、以後、あらたな借入れはできません。ただし、お客さまより申出があり、当社が所定の審査を行ない承諾したときは、この限りではありません。</p> <p>第4条（契約期限・契約の終了）</p> <p>1. 本契約の有効期限は、本契約締結日から5年間とします。</p> <p>2. 契約満了日までに双方から何ら申出がないときは、引き続き5年間自動更新し、以後も同様とします。ただし、お客さま</p>	<p>第4条（契約期限・契約の終了）</p> <p>1. 本契約の契約期限は、契約内容確認書に記載された最終返済日とします。</p> <p>2. 契約満了日をもって当社は、契約を終了させることができます。</p> <p>3. お客さまが本契約にもとづく債務を完済</p>	<p>(2) 当社が債権保全上必要と判断したときには、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止することができます。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが法令以上の借入れとなったときには、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止することができます。</p> <p>(4) 当社は、(1)から(3)により利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止した後、当該事由が解消されたことが認められたときには、当社の判断により、利用限度額を当初の利用限度額の範囲内で増額することができ、あらたな貸付けの停止の解除をすることができます。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが満70歳となられたとき、あらたな借入れを中止します。お客さまは、以後、あらたな借入れはできません。ただし、お客さまより申出があり、当社が所定の審査を行ない承諾したときは、この限りではありません。</p> <p>第4条（契約期限・契約の終了）</p> <p>1. 定額リボルビング契約のとき</p> <p>(1) 本契約の有効期限は、本契約締結日から5年間とします。</p> <p>(2) 契約満了日までに双方から何ら申出がないときは、引き続き5年間自動更新し、</p>
---	---	--

<p>が、本契約にもとづく債務を完済した日から3年を経過するまでにあらたな借入れをしなかったときは、3年を経過した日の属する月の末日をもって契約は終了となります。</p> <p>3. 本契約にもとづく債務を完済したときは、お客さまは、契約の有効期限内においても、当社に申出ることにより、契約を終了することができます。</p> <p>4. (1) 第20条(1)から(6)、(8)、(10)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき、当社は、契約期間中であっても契約を終了できます。</p> <p>(2) 第20条(7)、(9)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき、当社がお客さまに対し何ら通知することなく契約期間中であっても契約は終了となります。</p> <p>5. 第21条3項の規定により、お客さまとのすべての契約を解除したときは、当社がお客さまに対し何ら通知することなく契約は終了となります。</p> <p>6. 当社からの申出により、契約の更新がなされないときでも契約満了日時点で本契約にもとづく債務が存在する限り、お客さまは、当該債務の返済を本契約条項に</p>	<p>したときは、契約期限内であっても、契約は終了します。</p>	<p>以後も同様とします。ただし、お客さまが、本契約にもとづく債務を完済した日から3年を経過するまでにあらたな借入れをしなかったときは、3年を経過した日の属する月の末日をもって契約は終了となります。</p> <p>(3) 本契約にもとづく債務を完済したときは、お客さまは、契約の有効期限内においても、当社に申出ることにより、契約を終了することができます。</p> <p>(4) ① 第20条(1)から(6)、(8)、(10)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき、当社は、契約期間中であっても契約を終了できます。</p> <p>② 第20条(7)、(9)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき、当社がお客さまに対して何ら通知することなく契約は終了となります。</p> <p>(5) 第21条3項の規定により、お客さまとのすべての契約を解除したときは、当社がお客さまに対し何ら通知することなく契約は終了となります。</p> <p>(6) 当社からの申出により、契約の更新がなされないときでも契約満了日時点で本契約にもとづく債務が存在する限り、お客</p>
---	-----------------------------------	--

<p>もとづく内容にて支払わなければなりません。</p> <p>第5条（借入利率・遅延損害金：利息の計算方法） 第6条（借入方法・借入場所） 借入方法借入場所は次のいずれかとします。 （1）当社の店頭窓口にて借入れ （2）ATMにて借入れ （3）店頭窓口ならびにテレホンセンターに電話または当社ホームページに申込み、あらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座への振込みによる借入れ なお、振込名義人は「ダイレクトワン株式会社」とします。テレホンセンター0120-30-2525</p> <p>第7条（利用明細書の交付） お客さまが次のいずれかの方法により借入れたとき、お客さまがあらかじめ指定した送付先に利用明細書を交付します。</p>	<p>第5条（借入利率・遅延損害金：利息の計算方法） 第6条（借入方法・借入場所） 借入方法借入場所は次のいずれかとします。 （1）当社の店頭窓口にての借入れ （2）店頭窓口に電話または当社ホームページに申込み、あらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座への振込みによる借入れ</p> <p>第7条（利用明細書の交付） お客さまが借入れされたときは、利用明細書を交付します。</p>	<p>さまは、当該債務の返済を本契約条項にもとづく内容にて支払わなければなりません。</p> <p>2. 金銭消費貸借契約のとき （1）本契約の契約期限は、契約内容確認書に記載された最終返済日とします。 （2）契約満了日をもって当社は、契約を終了させることができます。 （3）お客さまが本契約にもとづく債務を完済したときは、契約期限内であっても、契約は終了します。 （変更なし）</p> <p>第6条（借入方法・借入場所） 借入方法、借入場所は次のいずれかとします。 （1）当社の店頭窓口にて借入れ （2）ATMにて借入れ （3）店頭窓口ならびにテレホンセンターに電話または当社ホームページに申込み、あらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座への振込みによる借入れ なお、振込名義人は「ダイレクトワン株式会社」とします。テレホンセンター0120-30-2525</p> <p>第7条（利用明細書の交付） 1. 定額リボルビング契約のお客さまが次のいずれかの方法により借入れたとき、お客さまがあらかじめ指定した送付先に利用明細書を交</p>
--	--	--

<p>(1) 振込みにて借入れたとき</p> <p>(2) A T Mにて借入れされ、その場で利用明細書を交付できないとき</p> <p>(3) お客さまに郵送した利用明細書が当社に返送された場合、当社は通常到達すべきときに、お客さまに到達したものとみなします。ただし、後にお客さまから請求があったときは、遅滞なく利用明細書を再交付します。</p> <p>(4) 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定返済額は、借入れその他の事由により変動する場合があります。</p> <p>2. (新設)</p> <p>第8条 (返済)</p> <p>第9条 (返済期日)</p> <p>第10条 (約定返済額)</p> <p>返済方式は、「定額リボルビング方式」とします。約定返済額は、融資残高に応じて、下記のとおりとします。ただし、この場合の融資残高とは、従前の融資残高とあらたな借入金額を合計した金額とします。</p> <p>(1) 融資残高10万円以下、約定返済額4,000円以上</p>	<p>付します。</p> <p>(1) 振込みにて借入れたとき</p> <p>(2) A T Mにて借入れされ、その場で利用明細書を交付できないとき</p> <p>(3) お客さまに郵送した利用明細書が当社に返送された場合、当社は通常到達すべきときに、お客さまに到達したものとみなします。ただし、後にお客さまから請求があったときは、遅滞なく利用明細書を再交付します。</p> <p>(4) 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定返済額は、借入れその他の事由により変動する場合があります。</p> <p>2. (新設)</p> <p>第8条 (返済)</p> <p>第9条 (返済期日)</p> <p>第10条 (約定返済額)</p> <p>返済方式は、「元利均等返済方式」とします。約定返済額は契約内容確認書にてお客さまに通知します。</p>	<p>付します。</p> <p>(1) 振込みにて借入れたとき</p> <p>(2) A T Mにて借入れされ、その場で利用明細書を交付できないとき</p> <p>(3) お客さまに郵送した利用明細書が当社に返送された場合、当社は通常到達すべきときに、お客さまに到達したものとみなします。ただし、後にお客さまから請求があったときは、遅滞なく利用明細書を再交付します。</p> <p>(4) 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定返済額は、借入れその他の事由により変動する場合があります。</p> <p>2. 金銭消費貸借契約のお客さまが借入れされたときは、利用明細書を交付します。</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>第10条 (約定返済額)</p> <p>1. 定額リボルビング契約のお客さまの返済方式は、「定額リボルビング方式」とします。約定返済額は、融資残高に応じて、下記のとおりとします。ただし、この場合の融資残高とは、従前の融資残高とあらたな借入金額を合計した金額とします。</p> <p>(1) 融資残高10万円以下、約定返済額4,000円以上</p>
---	---	---

<p>(2) 融資残高10万円超20万円以下、 約定返済額8,000円以上</p> <p>(3) 融資残高20万円超40万円以下、 約定返済額12,000円以上</p> <p>(4) 融資残高40万円超50万円以下、 約定返済額15,000円以上</p> <p>なお、以後は、融資残高が10万円 増すごとに3,000円を追加した 金額以上を約定返済額とします。</p> <p>第11条 (任意増額返済)</p> <p>第12条 (返済期日前の返済)</p> <p>第13条 (費用・手数料の負担金)</p> <p>第14条 (返済額の充当順位)</p> <p>返済額は次の順位で充当します。</p> <p>①費用ならびに手数料②遅延損害金③利息 ④元金 なお、費用ならびに手数料とは(新 設)カード再発行手数料、ATM手数料のこ とをいいます。</p> <p>第15条 (返済回数)</p> <p>返済回数は、契約内容確認書にてお客さまに 通知します。(新設)</p>	<p>(2) 融資残高10万円超20万円以下、 約定返済額8,000円以上</p> <p>(3) 融資残高20万円超40万円以下、 約定返済額12,000円以上</p> <p>(4) 融資残高40万円超50万円以下、 約定返済額15,000円以上</p> <p>なお、以後は、融資残高が10万円 増すごとに3,000円を追加した 金額以上を約定返済額とします。</p> <p>第11条 (任意増額返済)</p> <p>第12条 (返済期日前の返済)</p> <p>第13条 (費用・手数料の負担金)</p> <p>第14条 (返済額の充当順位)</p> <p>返済額は次の順位で充当します。</p> <p>①費用ならびに手数料②遅延損害金③利息 ④元金 なお、費用ならびに手数料とは(新 設)カード再発行手数料、ATM手数料のこ とをいいます。</p> <p>第15条 (返済回数)</p> <p>返済回数は、契約内容確認書にて通知しま す。ただし、負担金が発生したとき、返済回 数がその支払のため、増えることがありま す。</p>	<p>(2) 融資残高10万円超20万円以下、 約定返済額8,000円以上</p> <p>(3) 融資残高20万円超40万円以下、 約定返済額12,000円以上</p> <p>(4) 融資残高40万円超50万円以下、 約定返済額15,000円以上</p> <p>なお、以後は、融資残高が10万円 増すごとに3,000円を追加した 金額以上を約定返済額とします。</p> <p>2. 金銭消費貸借契約のお客さまの返済方式 は、「元利均等返済方式」とします。約定 返済額は契約内容確認書にてお客さまに 通知します。</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>第14条 (返済額の充当順位)</p> <p>返済額は次の順位で充当します。</p> <p>①費用ならびに手数料②遅延損害金③利息 ④元金 なお、費用ならびに手数料とは収入印 紙代、カード再発行手数料、ATM手数料のこ とをいいます。</p> <p>第15条 (返済回数)</p> <p>返済回数は、契約内容確認書にてお客さまに通 知します。ただし、負担金が発生したとき、返 済回数がその支払のため、増えることがありま す。</p>
--	--	---

<p>第16条（最終返済日） 最終返済日は、契約内容確認書にてお客さまに通知します。</p> <p>第17条（返済方法・返済場所） ～</p> <p>第30条（預り金の返却）</p> <p>（新設）</p>	<p>第16条（最終返済日） 最終返済日は、契約内容確認書にて（新設）通知します。ただし、負担金が発生したとき、最終返済日が変更となる場合があります。</p> <p>第17条（返済方法・返済場所） ～</p> <p>第30条（預り金の返却）</p> <p>（新設）</p>	<p>第16条（最終返済日） 最終返済日は、契約内容確認書にてお客さまに通知します。ただし、負担金が発生したとき、最終返済日が変更となる場合があります。</p> <p>（変更なし）</p> <p>第31条（犯罪収益移転防止法に係わる表明） 1. お客さまは、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたり該当したときは、必ず当社に申出ることを確認します。</p> <p>（1）外国の重要な公的地位にあるお客さま</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 元首および内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職 ② 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長の相当する職 ③ 最高裁判所の裁判官に相当する職 ④ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職 ⑤ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職 ⑥ 中央銀行の役員 ⑦ 予算について国会の議会の経、または承認を受けなければならない法人の役員
---	--	---

<p>第31条（貸金業務に関する指定紛争解決機関）</p> <p>（第32条へ移設）</p>	<p>第31条（貸金業務に関する指定紛争解決機関）</p> <p>（第32条へ移設）</p>	<p>（2）上記（1）の外国の重要な公的地位にあったお客さま</p> <p>（3）上記（1）に外国の重要な公的地位ある、またはあった方のご家族</p> <p>2. お客さまは、お客さまが前項各号に該当するか否かについて、当社が確認することに同意します。</p> <p>3. 当社は、お客さまが第1項各号に該当することを知ったとき、お客さまの承諾を得ることなく、あらたな貸付けを停止することができます。</p> <p>第32条（貸金業務に関する指定紛争解決機関）</p> <p>当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は、以下のとおりです。</p> <p>名 称 「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」</p> <p>所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15</p> <p>電話番号03-5739-3861</p> <p>詳細につきましては、日本貸金業協会ホームページをご覧ください。</p> <p>【日本貸金業協会ホームページ】</p> <p>http://www.j-fsa.or.jp</p>
--	--	--